

一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定について

… 2

公 示

一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定について

道路運送法第43条の2第1項の規定により一般貸切旅客自動車運送適正化機関を指定したため、同条第2項の規定により下記のとおり公示する。

平成29年5月12日

関東運輸局長 持 永 秀 毅

記

(適正化機関の名称)	一般財団法人 関東貸切バス適正化センター
(住 所)	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目299番地3
(事務所の所在地)	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目299番地3
(指定に係る区域)	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県
(適正化事業の種別)	一般貸切旅客自動車運送事業
(適正化事業の開始の日)	平成29年7月1日